

千葉県子ども交流館管理規則

平成18年9月28日

千葉県規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県子ども交流館設置管理条例（平成18年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、千葉県子ども交流館（以下「交流館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第4条第1項第1号ただし書の規則で定める日は、千葉県立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉県教育委員会規則第1号）第19条の2第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる休業日とする。

(使用の届出)

第3条 条例第8条の規定による使用の届出は、条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合を除き、指定管理者の発行する子ども交流館使用カード（以下「使用カード」という。）を指定管理者に提示することにより行うものとする。

2 使用カードの発行を受けようとする者は、氏名、生年月日及び住所を記載した使用カード発行申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、使用カードを発行するものとする。

(使用の許可申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により交流館の施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県子ども交流館施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその

日に最も近い休館日でない日) から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による申請(交流館のアリーナ及び多目的室の使用の許可に係るものに限る。)は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の末日(その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日)まで受け付けるものとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(使用の許可)

第5条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市子ども交流館施設使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を、許可しないときは千葉市子ども交流館施設使用不許可通知書(様式第3号)を、申請者に交付するものとする。

(使用の取消し)

第6条 交流館の施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市子ども交流館施設使用取消届(様式第4号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可に係る事項の変更)

第7条 使用者は、条例第9条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更許可申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更許可書(様式第6号)を、許可しないときは千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更不許可通知書(様式第7号)を、使用者に交付するものとする。

(使用の許可の取消し)

第8条 指定管理者は、条例第11条の規定により使用の許可を取り消

したときは、千葉市子ども交流館施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

（施設の変更の申請）

第9条 条例第13条の規定により子ども交流館の施設の原状の変更の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、千葉市子ども交流館施設原状変更承認申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは千葉市子ども交流館施設原状変更承認書（様式第10号）を、承認しないときは千葉市子ども交流館施設原状変更不承認通知書（様式第11号）を、承認申請者に交付するものとする。

（公告）

第10条 市長は、条例第14条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

（1）交流館の名称及び所在地

（2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（3）指定管理者に交流館の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

（4）条例第14条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

（5）指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定申請）

第11条 指定申請は、申請期間内に千葉市子ども交流館指定管理者指定申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（1）指定期間に属する各年度における交流館の管理に関する事業計画書及び収支予算書

（2）指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事

業年度に設立された法人その他の団体（以下「法人等」という。）
にあつては、その設立時における財産目録

- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人でない団体にあつては、役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の各簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（指定）

第12条 市長は、条例第14条第4項の規定により指定したときは、千葉市子ども交流館指定管理者指定書（様式第13号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第14条第4項に規定する法人等でないとして認め、指定管理者として指定しないときは、千葉市子ども交流館指定管理者不指定通知書（様式第14号）を当該法人等に交付するものとする。

（告示）

第13条 条例第14条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の名称
- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者を指定した場合にあつては、指定期間
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあつては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあつては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、市長と交流館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の管理に関する事業計画に関する事項
- (2) 交流館の施設の使用の届出に関する事項
- (3) 交流館の施設の使用の許可に関する事項
- (4) 交流館の管理に要する費用に関する事項
- (5) 交流館の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 交流館の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他交流館の管理に関する業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に交流館の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

千葉市子ども交流館施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名・氏名
担当者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり千葉市子ども交流館の施設の使用を申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	

様式第2号

千葉市子ども交流館施設使用許可書

第 年 月 日 号

様

指定管理者 

次のとおり千葉市子ども交流館の施設の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	

様式第3号

千葉市子ども交流館施設使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉市子ども交流館の施設の使用については、次の理由により許可しないので通知します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	
許可しない理由	

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 4 号

千葉市子ども交流館施設使用取消届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名・氏名
担当者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり千葉市子ども交流館の施設の使用を取り消します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	
使用を取り消す理由	
許可の年月日及び許可番号	
添付書類	千葉市子ども交流館施設使用許可書

様式第5号

千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名・氏名
担当者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

千葉市子ども交流館の施設の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、申請します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	使用施設	
	使用人員	
	使用目的	
	使用備品	
	許可の年月日 及び許可番号	
変更事項及び 変更後の内容		
添付書類	千葉市子ども交流館施設使用許可書	

様式第 6 号

千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

千葉市子ども交流館の施設の使用に関する許可事項の変更について、次のとおり許可します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	使用施設	
	使用人員	
	使用目的	
	使用備品	
	許可の年月日 及び許可番号	
変更事項及び 変更後の内容		

様式第7号

千葉市子ども交流館施設使用許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉市子ども交流館の施設の使用に関する許可事項の変更については、次の理由により許可しないので通知します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	使用施設	
	使用人員	
	使用目的	
	使用備品	
	許可の年月日 及び許可番号	
変更事項及び 変更後の内容		
許可しない理由		

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 8 号

千葉市子ども交流館施設使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

次のとおり千葉市子ども交流館の施設の使用の許可を取り消しましたので通知します。

取り消した使用許可の内容	使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	使用施設	
	使用人員	
	使用目的	
	使用備品	
	許可の年月日 及び許可番号	
使用許可を取り消した理由		

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市子ども交流館施設原状変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名・氏名
担当者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	
変更事由	
変更箇所	

様式第10号

千葉市子ども交流館施設原状変更承認書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

指定管理者

印

次のとおり承認します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	
変更事由	
変更箇所	

様式第 1 1 号

千葉市子ども交流館施設原状変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉市子ども交流館の施設の原状の変更については、次の理由により承認しないので通知します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	
使用目的	
使用備品	
変更事由	
変更箇所	
承認をしない理由	

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

千葉市子ども交流館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	㊦
	電話番号	
	担当者の氏名	
	連絡先電話番号	
	連絡先電子メールアドレス	
		@

千葉市子ども交流館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第13号

千葉市子ども交流館指定管理者指定書

千葉市指令 第 号

様

次のとおり千葉市子ども交流館の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 指定期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第14号

千葉市子ども交流館指定管理者不指定通知書

千葉市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市子ども交流館の指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長

印

理 由

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。